

# 開かれた共同体と優しさの行方

## ——キリスト教平和主義の視点を中心にして—— (下)

川上周三<sup>1</sup>

### Open Community and the Future of Kindness: Chiefly from the Viewpoint of Christian Pacifism (Last)

KAWAKAMI, Shuzo

**要旨:** 本論文では、人類が国民国家間の葛藤を乗り越え、相互理解と相互協力に基づく開かれた優しさの共同体を構築することは如何にして可能であるのかという問いを立てている。

次に、本論文の論文構成の論理の流れを概観してみよう。1章の序では、この論文の目的と全体の論文構成について述べている。2章の世俗逃避的キリスト教平和主義では、世俗を避け、平和主義と相互扶助愛を実践しているプロテスタント宗派のアーミッシュとフッターライトを取り上げ、その共同体活動について論究している。これらの世俗逃避的共同体では、その共同体作りの理念を貫きやすいが、反面、外に対して閉鎖的な側面を持っている。3章では、この閉鎖性を克服し広げていくための試みとして、ガンジーの非暴力の農村連合政府構想と柳田国男の相互扶助精神に基づく協同組合的農村連合国家構想について論じている。4章の世俗内的キリスト教平和主義では、この開放性を更に進展させていく試みとして、プロテスタント宗派のクェーカーの開かれた共同体作りとその超国家主義的国連思想・ピューリタン系譜の思想家、賀川豊彦の世界協同組合思想と同じくピューリタン系譜の思想家、マックス・ヴェーバーの対外的農業政策思想と国際政治社会学的思想について論究している。5章では、この論文のまとめと現代の平和についての傾向性と今後の展望について述べ、その論述の結びとしている。本稿では、4章のクェーカー以降の箇所である賀川豊彦から論を説き起こし、マックス・ヴェーバーを経て、5章の結びまでを論じている。

**キーワード:** 開放性、協同組合、相互扶助、地政学、平和主義

#### 4. 世俗内的キリスト教平和主義論

次に、賀川豊彦の世界協同組合的平和主義論について論じてみよう。

##### (2) 賀川豊彦の世界協同組合的平和主義論

賀川豊彦は、経済行為の発展の歴史を、生理経済の時代・心理経済の時代・意識経済の時代の三段階に区分している。生理経済の時代は、衣食住の最低限のものが満たされる原始的な時代であり、感覚的心理経済の時代になると、目・耳・鼻・口等の感覚官能に関心が向かうようになる。更に、意識経済の時代に入ると、善や美や道徳、宗教等の意識に関心が広がってくる。(賀川豊彦、『賀川豊彦全集』、第11巻、「新協同組合要論」、487-488頁、499頁参照。)

賀川は、この3段階の発展段階を説明するための基準になるものとして、7つの価値水準を挙げている。彼は、このことについて、次のように述べている。

「即ち生理的経済に於いては、生命保存の価値行動

が、その基調をなして居る。

生命保存の欲望のために、衣食住の問題が現はれ、衛生設備が必要となり、戦争の危険を防ぐに各種の防備が企てられる。

こうした生命保全の価値行動から、筋肉労働の価値決定が為される。この生命価値と労働価値は、主として生理的のエネルギーを基礎にして考えて差しつかえない。で、経済をこの二つの領域にのみ考えるならば、稍自然主義的に考える事もできる。勿論この二つの価値活動に於ても、心理的意識活動大なる力を持つてを忘れてはならない。例へば、強制労働が、自由労働に比べて、その能率に於て三倍以上も違ふと云ふ事は誰しも認めている。然し私はその事をくわしくこゝでは論議しない。

感覚的本能経済に到って、初期の自足経済から稍進んだ交換経済に進み、人間技能の優劣は、自然界に於ける各種の変異差と相結んで、交換をやむなくせしむる。で、経済と云ふことは、殊んど交換を基礎にしてのみ考えられる様になって来た。

その上自然界には、成長の法則がある。一粒の麦が、収穫期に於ては、百五十粒に成長し、一番の鶏が一年間に百数十個の卵を生む。牛も馬も、羊も、山羊も、そして人間の人口迄も増加して行く。これは人間の勤労に依

受稿日2011年11月12日 受理日2011年12月16日

1 専修大学人間科学部社会学科 (Department of Sociology, Senshu University)

て更に倍加せられ、人間の互助組織に依って、質と量に於ける生産の増大が、拡げられて行く。

それに加えて、機械力の使用は、一八世紀迄は殆んど想像出来なかった人間活動の能率を増大し、生産額を幾百倍、又幾千倍増す事になった。

変化の容易なる事と、成長の容易なる事が、資本主義文化の特色であった。然し、唯単に変化し成長しても、これを人間の個性から見た場合に、必ずしもその変化と成長が愉快でない場合がある。一人の芸術家は、交換市場に於ては、何等の価値もなく、又機械的生産の世界に於て、何の役にも立たない。彼に絵を描かせれば、人並み以上に優れてゐる。そこで第五の価値水準が現はれて来る。即ち、意識経済に於ける選択経済の出現である。こゝに於ては、技術選択、職業選択が能率経済を成立せしむるに至った。生理的差等、感覚的差等、教育の差等、心理的差等が技術、職業、能率の上に著しき差等を出現し、近代都市に於ける職業経済をして一層複雑なるものにならしめた。

近代都市経済に於ける失業問題が、唯物論的社会主義に依てなかなか解決し得ないのは、近代文明に於ける、職業経済と云ふものが、唯物的に決定せられないで、心理的に決定せられてゐるからである。即ちこの心理的意識経済に、発達して来れば、古き時代の物品経済学は、何等役に立たない。況んや、この心理的職業経済を基礎にして発達した心理社会、法的社会経済 (Legislative Social Economy) は初期の物的経済学に於ては全く予期し得ないものである。今日の商法、手形法、銀行法、組合法、労働法、其他各種の社会的、経済的法律は、法律より生ずる利権を伴ひ、利権は社会意識を基礎にして発達し、こゝに、抽象的な利権経済が生れ出づる事になる。然し意識経済を取扱ふ者にとっては、この法的社会経済程大切なものはない。こゝに於て政治と経済が相結び、権力と価値行動とが複雑なる交渉を保つ様になる。

然し、法的社会経済は、人生目的を明確に意識する価値生活とは、平面が異なつてゐる。目的価値の変化は文化の様式を変えて行く。或る時には、芸術が重んぜられる時があり、或時には智的に走る時代があり、又或る時には意志訓練を重ずる倫理的時代がある。人間の注意と判断が、普遍的に焦点を持ち得ない為に、文化に流行性が現はれて来る。これは宗教の発達に於ても同じ事が云へる。全人的に目覚める時には、その時代は非常に宗教的であり、然らざる場合に於ては、宗教的でなくなる。従つてその時代時代に於て、文化経済の型が異つてくる。」(賀川豊彦、『前掲書』、第11巻、「キリスト教兄弟

愛と経済改造」、175—176頁。)

以上から明らかなように、賀川は、社会の段階的發展を説明するための枠組みとして、生命価値、労力価値、変化価値、成長価値、選択価値、法的価値、目的価値の七つの価値水準を挙げ、独創的な三段階の社会発展論を展開しているのである。

賀川は、目的論的思考に立脚し、生命の方向には確固たる目的があると考え、生命が目的を志向することをはっきりと示すために、上述の7つの価値水準を提起しているのである。

賀川の目的論的思考は、以下の彼の文面によく示されている。

「生命の方向には、確乎たる目的性があるのである。盲目滅法な浮動迷動をしているのではないことが明らかになつて来る。生命には一定の段階があつてその法則に添うて進展していくのである。

即ち生命は、社会的合目的をもっているのである。精神は、物が変化したのではないといふことである。精神はどこまでも精神で物とは別個である。心理性を無視して、経済完成はあり得ない。」(賀川豊彦、『前掲書』、第11巻、「新協同組合要論」、490頁。)

賀川は、生産・消費・信用・販売・共済・利用・保険の7つの組合をあげ、この7つの組合によって、協同組合は完成されると考えている。この協同組合を完成すると共にこの中の、保険による社会保障法が法律によって確立され、相愛扶助の社会を建設することが、個人をも社会をも幸福にする道であると、賀川は確信しているのである。このことについて、彼は、次のように述べている。

「協同組合は、生産、消費、信用、販売、共済、利用、保険の七組合によって完成されるのである。この協同組合を完成すると共にこの中の、保険による社会保障法が法律によって確立され、相愛扶助の愛の社会を建設せねば個人をも社会をも幸福にすることは出来ない。

人格的組織——即ち愛の組織、これは基督による贖罪愛、人の欠点をも許し、神を愛し隣人を愛する、キリストの如く全人類のために十字架上に自身を屠つた愛の模範を我々が実践する日に真の社会は建設されるのである。」(賀川豊彦、『前掲書』、第11巻、「新協同組合要論」、493頁。)

賀川は、先の目的論的思考から導き出した生命の7つの価値水準は、協同組合にも適用されるものであり、その対応関係は、次のようになっていると主張している。

すなわち、保険組合が生命価値に、生産組合が労力価

値と変化価値に、販売組合が成長価値に、共済組合が選択価値に、利用組合が法則価値に、消費組合が目的価値に対応しているのである。(賀川豊彦、『前掲書』、第11巻、「新協同組合要論」、490頁。)

賀川は、1844年12月21日にイギリスのロッチデール市の織物職工達により設立されたロッチデール組合の3原則に、運営上の4原則を加えて、彼の協同組合の7原則を定めている。それは、1、利益払い戻しの原則、2、持ち分制限の原則、3、出資額によらず1人1票の投票権の原則というロッチデールの原則に加え、4、市価主義、5、市場主義、6、現金主義、7、経理公開主義という運営上の4原則から構成されている。

1の利益払い戻しの原則とは、協同組合がその儲けた利益を購買高に応じて、組合員に按分比例で払い戻す制度である。賀川は、協同組合における利益払い戻しには、3種類があると考えている。それは、(1)個人に払い戻すもの、(2)団体に払い戻すもの、(3)一般社会に払い戻すものである。(1)は、購買高に応じて、組合員に按分比例で払い戻すやり方と、1869年にドイツ人のライファイゼンが行ったやり方、すなわち、農村信用組合を組織し、その組織が得た利益を村の最も貧しい者に生業資金として無利子で貸し与えるやり方がある。(2)は、協同組合の維持運営等のために使うやり方であり、(3)は、学校建設の教育事業等に使って、利益を一般社会に還元するやり方である。1～3の原則により、独占権や富の集中の打破と富の搾取の克服が可能となったのである。4の市価主義とは、小売り商人と初めから激越な競争をしないために、あまり市価より安く売らないようにすることである。組合では、市価より幾分安い値段で物を売るのである。組合員さえ善ければ、他の小売り商人などはどうなってもよいという考え方は、協同組合の精神ではないのである。利益払い戻しを受けるので小売り商人より安いに決まっているが無血革命を漸進的に進めるために穏当な手段を取るのである。5の市場主義とは、配給機構をできるだけ簡単にして運営を行うことである。そのためには、例えば、デパートを作り、そこへ行って組合員が自分で買っていく方法が考えられる。6の現金主義とは、仕入れの資金と、手持ち商品と、店で出し入れする現金と3重の金が組合を運営するためには必要であるが、現金があれば、資金が早くまわって十分な活動ができるからである。最後の7の経理公開主義は、協同組合の経営が透明性を必要とするからである。一組合員の要求によっては、いつでも経理の公開をしなければならないからである。経理の公開をすれば、資本

主義的搾取の起こる余裕が生じないからである。搾取はいつも秘密から発生するのである。(賀川豊彦、『前掲書』、第11巻、「新協同組合要論」、506-510頁参照。)

以上のような理由に基づき、賀川は、協同組合の7原則を提起しているのである。

ところで、賀川は、資本主義は、人間を前述の三段階のうちの最も本能的な時代に釘づけさせ、人間を人間として扱わず、人間を貨幣に換算してしまうと考えている。このことについて、賀川は、次のように述べている。

「しかし、資本主義の経済学は、これらの三段階に於て人間を最も本能的な時代に釘づけにせんとするものである。即ち人間を人間として取り扱って居るものでなく、凡ての価値を貨幣と称する唯一の根で解かんとするものである。

資本主義の一次方程式は、凡てのものを平面にたたきつけて、芸術も、宗教も、道徳も、生命をも、貨幣によって換算しようとするものである。」(賀川豊彦、『前掲書』、第11巻、「新協同組合要論」、500頁。)

賀川は、まず自己の論を展開するに当たり、ギルド社会主義者の主張を紹介することから始めている。彼は、それを「国家組合」と「生産者議会の特徴」に分けて論じている。「国家組合」では、ギルド社会主義者の主張を、次のようにまとめている。

「そして、この種の産業自治の主張と、生産者議会の要求はナショナル・ギルド即ち『国家組合』を主張する人々——或人は之をギルド・ソシアリズムと云ふて居るが、ホブソン、コール、メラ、オレーヂ、ラッセル、パンチー等が今の所ではその主張者である。ホブソンは、マルクスの国家では、矢張り賃金制度が残る為めに、国家は矢張り一種の大資本家と変わるのみで有って、それで資本主義が無くなったわけではなく、国家の圧政は永遠に連続すると云ふのである。それでコールはこの賃金制度を破壊して、社会連帯を以て産業自治を実行するのみならず、今日の議会下院をして消費者を代表せしめ、生産者は新しく生産者議회를作れと云ふのである。之を哲学的に肯定するのが、新実在論の驍将ベルトラント・ラッセルである。」(賀川豊彦、『賀川豊彦全集』、第10巻、「労働者崇拜論」、9頁、「社会病理」、196頁。)

「生産者議会の特徴」では、ギルド社会主義に基づく議会の特色を、以下のように整理して論じている。

「即ち彼等はマルクスよりは資本公有、生産機関の社会化の根本分子を奪い来り、サンヂカリズムよりは、労

働階級の支配を採用し更に、この上に、賃金制度の破壊とギルドによれる生産機関及び分配の支配権と之を総合したる生産議會を要求し、今日の如く権力的階級別によれる議會の組織を変更し、経済別によれる新しき議會組織を要求して居るのである。そして彼等は消費者側に圧制にならざるために消費者の議會を許容し、更にその上に今日の政府をそのままに残して人類の為に生産者及消費者両者の幸福を思ふて政治を取らしめると云ふのである。(賀川豊彦、『前掲書』、第10巻、「労働者崇拜論」、15-16頁。)

資本主義の問題点を克服するために、賀川は、ギルド社会主義に立脚して、「協同組合国家論」を提唱している。次に、それについて見てみよう。

賀川の提唱する「協同組合国家」では、議會は、「産業議會」と「社会議會」の二院制を取っている。産業議會は、「協同組合議會」と「労働組合議會」から構成されている。「協同組合議會」は、七つの組合系統が集めたものになっている。すなわち、消費組合系統・利用組合系統・共済組合系統・信用組合系統・運輸及び販売組合系統・生産組合系統・衛生保険組合系統が、それである。「労働組合議會」は、各種労働組合系統で構成されている。「産業議會」の根幹をなすのは、「協同組合議會」であるが、「協同組合議會」の決議だけでは、生産やその他の労働に従事している人々に、時によると不利益な条件が出てくることがあるので、「労働組合議會」を別に設けて労働者の権利を認めることが必要となる。別言するならば、協同組合が営利を離れた統制経済の系統機関として組織される場合、消費者本位の傾向となり、時によると、労働者階級の労働条件、労働時間及び労働賃金等に対して考慮を払わないということが出てくるので、それを防止するために、「労働組合議會」が不可欠に要請されることになるのである。「産業議會」の議員は、系統的選挙法により選出される。すなわち、「産業議會」の議員は、協同組合及び労働組合の各種系統機関から選挙により選出されるのである。

しかし、産業組合だけでは、宗教や思想・道徳・芸術・風俗・習慣・外交・結婚・軍事・警察・国家事業・国家予算について審議できないので、これを審議するため、「社会議會」を「産業議會」とは別に設ける必要がある。「社会議會」は、立法問題・司法問題・行政問題を審議する機関である。「社会議會」の議員は、協同組合及び労働組合の各種系統機関より、選挙により選出された者と、「産業議會」から推薦された有識者から構成されている。

議案は、「産業議會」で審議され議決されたものが、「社会議會」に送られて審議される場合と、「社会議會」で審議され議決されたものが、「産業議會」に送られて審議される場合とがある。それは、産業問題をただ産業問題としてのみ考えないで、宗教的、道徳的、その他対外的関係からも考え直す必要があるからである。それは、産業組織が極端に利己主義的な営利主義に陥る場合があるし、国内的には優れた決議であっても、対外的に見ると一国本意主義である場合もあるからである。それを調節するために、社会議會が必要なのである。「産業議會」における最大の問題は、資本主義により発達した膨大な生産組織を、どのようにして「組合管理」に移すかということにある。一つには、系統組合が団結して一つの連盟組織を作り、国家は、信用組合系統に国家が発行する兌換紙幣を無利子で融通し、主要産業を片端から買収していく方法がある。それができない場合には、個人の所有権だけを認めて、その管理権を組合が譲り受け、長期の年賦方法をとって、それを徐々に買収する方法もある。

国営的組合管理が組合国家の中心となった場合でも、発明、発見を通じての社会進歩を増進させる意味において、個人企業の存在の余地を残しておく必要がある。その企業が、富の集積をあまりにも著しく増大させた場合には、社会経済に害あるものとして、産業議會がこれを組合化することを決議し、これを組合管理に移す手続きをとればよいのである。「産業議會」及び「社会議會」は、特別の候補者を挙げて内閣組織者の名簿を作り、主権者に向かって、責任内閣を作り得るような方法を探らねばならない。内閣は、地方議會と連絡を取り、地方議會の選出した執行委員と相提携して産業民主主義を貫くようにしなければならない。この他に、国家の機関として、裁判所を別に設けることが必要となる。(賀川豊彦、『前掲書』、第11巻、「キリスト教兄弟愛と経済改造」、210-219頁。)

この「協同組合国家」の構想により、賀川は、労働における剰余価値の非搾取を実現し、少数者への資本の集積と集中を防止し、計画に基づく生産により、需要を超過する過剰生産を未然に防ぎ、不景気や恐慌が起こらないようにする仕組みを作り、大量の失業者が生み出されないようにする社会システムの構築を目指したのである。この社会システムは、労働者で代表される人間の「人格の自由と尊厳」及び「個人の自立」を守り抜くことを目的にしているのである。その実現のためには、労働組合の自由な活動や普通選挙権、議會主義、民主主義

が不可欠の要件となるのである。この要件を具備することにより、自由でダイナミックな社会が可能となるからである。賀川は、家父長的権力者が上から施しを与える「臣民」状態を克服し、「自立した市民」を基盤とした「市民の政府」を目指していたのである。賀川は、「相互扶助」と「自助」の精神に基づいて作られた民間の「協同組合」や「労働組合」の代表者から成る生産議会と消費議会の両者の協力によって、「市民の政府」の実現を目指していたのである。

ところで、賀川は、戦前及び戦間期の日本のファシズムについて、どのような態度を取っていたのであろうか。次に、これについて見てみよう。

賀川は、軍部の中国侵略に対して批判的であった。自分たちの力があまりにも無力であるため、日本の軍部の中国大陸侵略という暴虐な動きを止められないことや軍部が中国大陸で取った暴力的行動が恥ずかしいことを、中国の教会に招かれたとき、中国のキリスト信徒の人達に率直に詫言っている。2・26事件のような軍部の一部将校によるテロルに対しても、非暴力主義の立場から一貫して批判的であった。彼の軍部批判は、時の軍事政府の逆鱗に触れ、憲兵隊員に逮捕され、刑務所に入れられることになる。しかし、彼は、満州での開拓事業に対しては、日本政府への協力を惜しまなかった。その協力は、結果的には、中国侵略の一翼を担うことになるという点については、彼は自覚していなかったのである。(ロバート・シルジェン、240頁、248-250頁、263-264頁、265-267頁参照。)当時の軍国主義政府は、日本の小作争議に対して、自作農創設主義を主張し、小作農を自作農にするには土地が足りないとの理由から、満州に開拓民を送り出す政策をとったのである。その結果は、中国大陸への侵略となって現れ、第二次大戦の端緒となったのである。当時のILO（国際労働機関）は、日本の小作争議解決の政策として、小作農による協同農場の創設に道を拓く政策を提唱したが、時の政府は、これを無視したのである。(石見 尚、114-115頁。)彼は、時の政府のこの侵略的膨張政策に乗ってしまったのである。持たざる国日本の地政学的位置を考えれば、その膨張政策は侵略政策の道を歩むほかになく、日本軍部は、その道を突き進み、その過剰拡張が、中国の民衆の反発と対米戦争を招き、ソ連の参戦をも被ることにより、敗戦を余儀なくされてしまったのである。

ところで、彼は、対米戦争を何とかして避けようとして、最後まで努力を惜しまなかった。プリンストン大学留学以来の友人であるスタンレー・ジョーンズと話し合

い、ジョーンズがルーズベルト大統領に働きかけることにより、日米間の平和を維持するための大統領の天皇陛下宛の親書を出させるところまで漕ぎ着けたのである。しかし、それが天皇のもとに届く前に、真珠湾攻撃という形で対米戦争は始まってしまったのである。彼は、平和主義者ではあったが、絶対的な平和主義者ではなく、現実的な平和主義者であった。戦争は、経済的な原因により起こるのであるから、この原因を取り除かなければならないと彼は考えていた。したがって、戦争の原因を取り除こうとしないで、唯単に平和だけを主張する平和主義に対して、彼は批判的であった。

彼は、明治時代の教育を受けた人間の常により、天皇を敬愛し、また、日本精神を尊重する愛国的で国家主義的な側面も持ち合わせていた。日本の古来からの文化を尊重し、伊勢神宮や神社に礼拝することはないが、それに対して敬意を表していたのである。しかし、まさにそれゆえに、天皇制国家体制の持つ軍事的膨張衝動とその抑圧体制やその思想のもたらす帰結に充分自覚的ではなかったのである。戦時中は、日本の対米戦争を欧米の侵略に対するアジアの解放であるとも主張し、当時の大東亜共栄圏正当化のための思想と同じ主張をしている。現実には、侵略に他ならないのに、共栄圏の名の下にその侵略行為が隠蔽される側面に彼は盲目であったのである。ここにも、彼が時の国家体制に取り込まれていく側面があったのである。

戦禍が激しくなると共に、彼の批判の矛先は、日本の軍部からアメリカへと向けられたのであった。それは、日本兵の骨を戦利品とし、ペーパーナイフにして大統領に献呈する陵辱的行為やアメリカ軍の空襲による無差別攻撃の非人道性に向けられたのである。(ロバート・シルジェン、245-248頁、270-272頁、276-289頁参照。)広島や長崎への核爆弾の投下による無差別攻撃やベトナム戦争での米軍の枯れ葉剤の散布等の非人道的行為を振り返るとき、賀川のこのアメリカ批判は、アメリカ批判に偏っている面はあるとしても、人類的普遍的な愛の側面から発したものであり、テロルと復讐戦争が続く今日からみても評価に値すると言えよう。

最後に、賀川のグローバルな社会科学的構想について見てみよう。賀川のグローバルな社会科学的構想は、彼の「世界国家論」に典型的に表されている。そこで、ここでは、彼の「世界国家論」について論じることにする。

では、以下、彼の世界国家論について見てみよう。

彼は、まずクロボトキンの『相互扶助論』やヘン

リー・ドラモンドの『母性の進化』等を引用しながら、生存競争だけが唯一の生命進化の軌道ではなく、相互扶助もまた生命進化の軌道にあるとし、生存競争と相互扶助の両者は生命の大道に併存しているものであり、愛の力こそは、生存競争よりも根強いものなのであることを強調している。彼は、次のように述べている。

「ウエルズは生存競争というものは、それほど甚だしいものではないといっているが、実際、進化の歴史から見るとダーヴキンのいう優勝劣敗の原則は必ずしもあてはまらないで、母性の進化をもち、性の醇化したものがかえって進化の速やかなる事実を、私たちはヘンリー・ドラモンドの『母性の進化』から学ぶのである。

また動物の中でも駒鳥の如き、みそさゞいの如き、或は蟻、猿、かに、馬の如き比較的闘争力に乏しい動物が、相互扶助の風習をもっているために生存をつづけているという事実を、私たちはクロポトキンの『相互扶助論』によって教えられる。その他、ファールやホイラーの書物を通して、私たちは小さい昆虫が、社会性をもっているために意外に強い存在となつている事実を、興味深く学ぶのである。つまり、社会性の進化した『友愛』をもつもの——言い換えれば、社会愛を把持したものが生存競争場裡に立つても、最も強者であるということを知るのである。」(賀川豊彦、『前掲書』、第10巻、「世界国家」、319頁。)

このように、彼は、相互扶助や愛こそが生物や生命の進化を根本において支えているものだと確信している。そうした認識に立って、世界国家の建設においても、この博愛精神を基盤に据えなければならないと主張している。博愛精神を具体化するものとして、世界国家においては、協同組合経済の原則を取り入れることを提案している。すなわち、利益払い戻し・持ち分の制限・一国一票というロッチデール協同組合によって作られた三原則を世界国家の原則とすることを提唱している。また、経済民主主義・社会民主主義・政治民主主義を基礎とすることも強調している。そのことについて、彼は、次のように述べている。

「世界国家の建設は、徹底的に博愛精神を基調とする必要がある。仮にも団体利己心や、階級的暴力組織を肯定し、思想の上に武力を持つていつたり、真理の上に暴力の組織を加算するようなことがあつては、絶対に世界国家は成立しない。

世界国家に於ては、国内組織が、あくまでも協同組合経済を根本にし、経済民主と社会民主と政治民主の三者を基礎とし、それが国外に於ても、貿易に、外交に、国

際裁判に、国際条約に反映し、利益払い戻し、持ち分の制限、一国一票の自主制が認められなければならない。」(賀川豊彦、『前掲書』、第10巻、「世界国家」、296頁。)

国際連合には、大国の拒否権があり、また、第二次大戦の戦勝国であるアメリカ、イギリス、ロシア、フランス、中国の五カ国が安全保障のため警察隊をその手中におさめているなどの不公平のため、真の世界平和のためには、国際連合は限界を持っている。このため、国際連合より更に徹底した組織として、世界国家を創設しようという運動が生まれてきた。この運動は、シカゴの近くのノースウエスタン大学の7名の学生によって始められたが、その後、その運動が各国で盛んに議論されるようになってきたのである。このように、まず最初に、彼は、世界国家運動の出た背景説明を行っている。(賀川豊彦、『前掲書』、第10巻、「世界国家」、344頁。)次に、そこで話し合われた世界国家の運営案について、以下のように述べている。

「運営についてもいろいろな意見が出ているが、人民の間から人口百万について一人宛の人民代表を選挙して世界連邦議会を組織し、さらに六十五の国家から出した代表者達をもつて上院を組織する。そして世界九地区で八十一名の常任委員を選出し各界の名士を十八名これに加えて九十九名の人々によって世界国家が運営されるというのが大体の構想である。

現在の独立国家は、その独立をつゞけはするが、憲法を修正しその主権の一部を制限し、世界国家の有する警察によって、世界の安寧秩序を維持するようにする。今年の九月にルクセンブルクで準備委員会を開いている準備をと、のえ、一九五〇年に人民代表会議を開催して、仮憲法を決定する。その後、各国に働きかけ、独立国六十五中過半数の三十三ヶ国が賛成すれば、一九五五年に世界国家の創設を実現しようという案をすゝめている。」(賀川豊彦、『前掲書』、第10巻、「世界国家」、344-345頁。)

賀川は、この運動に呼応して、「世界連邦政府」の必要性を強調している。その本質は、経済的に互助友愛を基調とする協同組合組織を政治的に拡張したものであると説いている。彼は、以下のように述べている。

「世界連邦組織はその目的に添うた究極の目標である。その本質は経済的に互助友愛を基調とする協同組合組織を政治的に拡張しただけのことである。それは武力を根本とする今日の国家主権の一部を削って、人類連帯意識を根底とする互助組織を世界に押し広めんとするものである。家庭、種族、民族間に、戦争が忌避される今

日、思想の相違や主義主張の差の故をもつて、戦争することは馬鹿気たことである。協同組合が、資本主義的搾取から人類社会を解放し得るとすれば、『世界連邦政府』の社会意識的発見も戦争を無用にする発明であるといわねばならぬ。」(賀川豊彦、『前掲書』、第10巻、「世界国家」、366頁。)

この世界連邦政府構想が実現すれば、戦争の主要な五原因が除去され、戦争は防止されると、賀川は考えている。五原因のことごとくが、経済問題に発しているのである。彼は、戦争の五原因について、次のように述べている。

「今日、戦争の主なる原因となるものが五つある。その第一は人口過剰問題、第二は船艦建造や食料等の諸原料の需要問題、第三は負債や貸付、クレジット等を含む国際金融問題であり、第四は貿易政策の撞着、即ち関税の協定問題等であり、第五は運輸関係問題である。これら五つの重要な原因は、その悉くが経済問題に発している。」(賀川豊彦、『前掲書』、第10巻、「世界国家」、371頁。)

世界を滅亡させることができる核兵器を手に入れている今日、人類が世界国家を建設することは急務であるが、その実現のための策として、賀川は、ヨーロッパの世界連邦主義者の意見を紹介している。それは、現今の国連を進化させて世界国家に移行させるという案である。この案について、彼は、次のように述べている。

「ヨーロッパの世界連邦主義者は、この世界国家について現今の国連を進化させるとよいという案を持っている。そして次の四点を世界国家組織の基礎条件として採択した。

- 一、国連総会を世界国家会議とする。
- 二、国連安全保障理事会を世界国家の内閣とする。
- 三、ハーグの国際裁判所は今日国際紛争に対して勧告しかなし得ないが、これを恒久的かつ絶対的な世界法廷とする。
- 四、国連軍を世界国家の下にある新しい恒久的警察組織として再編する。この警察軍は世界裁判所の判決が執行されるようにする。現今の国連軍は各国家所管の軍隊であるのに反して、世界国家警察軍は各国において警察軍に自主的に応募する人員をもつて構成されるようにする。

これらの四ヶ条の提案は、ヨーロッパの十四ヶ国の代表によって成るヨーロッパ連邦議会で採択されたのである。」(賀川豊彦、『前掲書』、第10巻、「世界国家」、446-447頁。)

ここで提案されている世界警察軍の構想に対して、賀川は、一方で、賛意を表明しつつも、他方で、この世界警察軍が如何なる侵略または征服戦争にも使用されてはならないという意見を述べている。

国連から移行する世界国家の議会は、どのように構成されるのだろうか。一院制にするのか。それとも、二院制にするのか。各国からの代議員数は大勢にするのか。それとも少数にするのか。

彼は、代議員数については、適当な代議員数にするには、500万に1人の代表にすることを提案している。世界議会を二院制にする場合には、国連議会に当たる国家単位の代表を上院に集め、世界一般大衆からそれぞれ異なる民族人種の代表を下院に集めることを提唱している。それによって、グループの不満を阻止し、また際限ない討論を上院でまとめることができると述べている。下院もしくは人民総会の議長は、国連総会が今日実施している如く異なる民族から選出する。そして、一つの民族から他の人種へと力の均衡を図るために持ち回りにするのが良いと述べている。世界国家における内閣が行政の実行部門となる。国連の安全保障理事会をこれに充当するという意見があるが、賀川は、下院議員が、異なる民族人種を代表する一般人民からの選出者である以上、この中からも内閣に参加するのが望ましいと述べている。また、この他に、世界の経済について、共存共栄の立場で話し合う「協同組合的世界経済同盟」の構想を提起している。

その三原則は、以下の通りである。

- 一、共同互恵の精神
- 二、権利及び機会の均等
- 三、搾取主義の排除(利益払い戻し)

この世界会議には、以下のような三種類の会議がある。

- 一、品目別国際経済会議
- 二、地帯的経済会議
  - (a) 一国対一国会議
  - (b) 一国対数ヶ国会議
  - (c) 数ヶ国会議
  - (d) 局地会議
  - (e) 地帯会議

- 三、世界総合経済会議

このうち、地帯会議は、太平洋地帯・汎米(南北アメリカを含む)地帯・欧州地帯・近東地帯・アフリカ地帯の五つに分けて行われる。

品目別国際経済会議には、次の七つの分科会を設け

る。

#### 一、「生命」維持に関する経済会議

この会議では、人口問題・土地問題・日用必需品の問題を扱う。

#### 二、「力」に関する国際経済会議

この会議では、労力・動力・機械力・原子力及び化学的エネルギー・ガソリンや石炭等の動力に必要なもの・一般生産力に関することを話し合う。

#### 三、交易、交通、通信委員会

#### 四、金融及び資源国際会議

#### 五、技術国際委員会

#### 六、利益に関する経済会議

租借地、水利権、関税、市場権、保険契約等の国際利権問題を協同組合精神で解決する。

#### 七、経済文化会議

移民と本国民の融和問題、離婚、結婚、私生児、言語、国際互助組合、国際的社會事業（地震、洪水、戦争、飢饉、疾病等による災厄の国際的救済事業）、留学生の生活保障、国際親善に要する経済的資源、世界平和について話し合いを行う。（賀川豊彦、『前掲書』、第10巻、「世界国家」、448-449頁、『前掲書』、第11巻、「新協同組合要論」、516-517頁。）

賀川は、この世界国家論の構想を通じて、「世界協同組合国家」を提唱し、「万人は一人のために、一人は万人のために」という理念の実現を目指し、「世界平和」の道を提示しようとしているのである。

最後に、マックス・ヴェーバーの農業政策論と国際政治社会学について論じて、本章を終えることにしよう。

### (3) マックス・ヴェーバーの農業政策論と国際政治社会学

まず最初に、マックス・ヴェーバーの農業政策論から見てみよう。

マックス・ヴェーバーの母方は、フランスにおける改革派教会、すなわち、ユグノー貴族の家柄である。曾祖父は、フランス系改革派教会の牧師である。カトリックの勢力の強いフランスで、彼らユグノー達は迫害されていた。そのことは、サン・バルテルミの虐殺のようなカトリック教徒によるユグノー虐殺事件に典型的に示されている。こうした事情により、ヴェーバーの母方の先祖は、フランスからドイツに亡命したと言われている。改革派教会の特徴の一つは、キリスト教の愛の教えとその実行を迫る知行合一的な実践的性格にある。その気風を反映して、ヴェーバー及びヴェーバーの母方の親族は、

社会的な愛や社会的責任感及び社会正義を重んずる人達であった。ヴェーバーの伯母イダ・バウムガルテンもその一人であった。ヴェーバーの母、ヘレーネ・ヴェーバーもそうであった。そして、当のマックス・ヴェーバーもその傾向を持っていたのである。

マックス・ヴェーバーの妻マリアンネ・ヴェーバーによるヴェーバー伝には、そのことが、次のように記されている。

まず彼の伯母イダから見てみよう。

「当時バウムガルテン家の中心になっていたのは、きわめて卓越した女性であるイダだった。政治と学問への興味にひたすら心を満たされていた彼女の夫は——みずから身につけたというよりもあきらかに親ゆずりの——プロテスタント教会信仰を持っていた。彼は牧師の息子だったのである。いずれにしてもこの信仰は彼の内面生活にはもはやたいした意味を持っていなかった。イダは彼と知的興味を同じくはしていたものの、彼女の本来の生活は深い内面性の中で、彼女の信ずる神の面前でおこなわれていたのである。彼女はあらゆる人間の行為をキリスト教倫理の峻厳な尺度によって判断した。それ故決して満足するということがなく、いつも意志を張りつめて生きていた。自己充足的な学問というものと典型的な学者というものから彼女はますます疎隔した。考えることや行うことの破綻は彼女にとっては衝撃であった。福音書の同胞愛の理想によって判断すれば、アカデミックな世界は社会的な愛に欠け、傲慢で利己的で、その上人間的にも往々にして惨めなほど卑怯なものと彼女には映じた。虚栄心と猜疑からあくまで脱し得ないというのである。絶えず殖えていく書物の数もどれだけの価値を持っていようか、もし知識が叡智や善をも高め、日常の行為が精神の高翔に支えられていないとすれば？ 最大限の教養に満たされたこのような生活形式のただなかで彼女は福音の精神を貫こうとし、それを実現し得ないことに屢々悩んだ。もっぱら山上の垂訓にしたがってこの世を一貫させることは実際に不可能なのであるか？ 決して衰えることのない痛切な社会的責任感に駆られて彼女は貧困者のために金を出さずにはいられなかった。夫は屢々これを見て非常な不安を感じたが、イダを心から愛し、非常に高く買っていたので、彼女はたいてい自分の良心の声にしたがうことを許された。その上また彼女は、他の人びとから見れば彼女自身にとっても家族にとっても過大な要求となるような仕事もいろいろ引き受けた。猩紅熱にかかった子供の姉妹を家に引き取ってやったために彼女は心から愛する一人の娘を失った。むずか



しい気質のため自分の子供たちにとっても自分自身にとってもやりきれない重荷だったにかかわらず、身寄を失った一人の親戚の女を何年も家に置いてやった。華奢な体に閉じこめられた彼女の強い精神は底知れぬ憂悶のデーモンたちとただ一人でたたかった。しかし彼女は決して他の人びとをそのために苦しませることはなかった。他の人々に対しては彼女はほとんどいつも楽しげな暢気そうな様子をしていたのである。〈克己〉が彼女の格言だった。」(マリアンネ・ウェーバー、『マックス・ウェーバー』、I、67-68頁。)

次に、彼の母ヘレーネについて、見てみよう。

「ヘレーネは自分の心を満足させることはめったにできなかったから、家の生活様式に対する一切の自信を徐々に失い、自分の安楽さのためにばかりあまりにも多くのことが為されて〈他人のためには充分〉してやっていないという気持ちに絶えず苛まれた。そこで彼女は出来る限り自分の出費は儉約しはじめ、今までならば手を借りていたような或る種の家事をも自分で引き受けて余計な負担を増した——この〈労賃〉によってこっそりと貧者に施す資金を溜めようというのである。夜ベッドについても、あたたかい寝所を持たぬ大都会の数十万の人口を思うと彼女は肉体的に苦痛を感じた。——夫からちょっと大きな贈物をもらうたびに彼女は、むしろ貧者に施す金があったほうがどんなにいいかもしれないと思った。要するに、愛の活動が束縛されるように感じれば感じるほど彼女の性格にある慈悲憐憫の面が強く出て来たのである。彼女も今では姉イダと同じく、福音書の教えと大ブルジョワ的な生活様式との矛盾を絶え間ない疼きのように感じていた。彼女の心をこのように深く動かすすべてのものが、当時活潑に沸き立って来た彼女の周囲の人々の社会的関心の流れと今や合流したのである。

一方では富が増大しているのに他方ではプロレタリア化が進展しているのはなぜかという若手の神学者や国民経済学者の設問も、同様にまた大衆のキリスト教からの背叛も、事実ずっと前からヘレーネの関心をかき立てていたのである——今やそういったことすべてが若い世代や自分の息子たちにも目に止まり、取上げられるのだ！

それを彼女は喜び、そして青年たちがその理由を認識することによって救治の方法をも発見することを、一切の信仰の力を挙げて彼女は期待した。できることなら彼女はそのため一切を捧げたかった。」(マリアンネ・ウェーバー、I、113頁。)

こうした社会的関心から、ヴェーバーの母ヘレーネは、長男のヴェーバーと共に、フリードリッヒ・ナウマ

ンやパウル・ゲーレたちのキリスト教的社会改革運動である福音社会会議の運動に接近していくのである。

最後に、ヴェーバーについて、見てみよう。

彼は、経済や技術や国家制度について、まず第一にそれらがどの程度まで国民国家ドイツの強国としての地位を支える目的に適うかを問題にしたが、同時にどのような制度によって、ドイツの人々は、人間らしい生活や幸福を保障されるかということの問題にしたのであった。その意味で、彼の関心は、一方では民族政治の理念の、他方では、社会的責任感と社会的正義感という二重の刻印を帯びていたのである。(マリアンネ・ウェーバー、I、100頁。)

彼は、この2重の関心から、以下に述べる講壇社会主義者が組織した「社会政策学会」に参加していくことになるのである。

労働者の奴隷状態に対する労働者の解放運動を目指したマルクス主義的な社会民主主義運動に刺激され、社会主義の社会批判の正しさを認め、見境のない利潤追求を批判し、倫理的理想に立ち返り、国家が自由な労働契約を規制することを主張する学派、彼らは、その敵対者から講壇社会主義者と呼ばれたが、彼らは、最初、言説と論文とにより、若い学徒に働きかけたが、その後、国家にも影響を及ぼそうとして、「社会政策学会」を設立し、商人、工業家、官吏もこれに加入した。ヴェーバーも、これに加入することとなった。この学会の関心は、労働問題に注がれた。当時は、農業労働が切実な問題であった。そのため、学会は、東部ドイツ地域の農業労働者事情の調査に取り組むことになり、ヴェーバーもこれに参加した。この調査の結論をヴェーバーは、次のように総括している。

「調査は東部地方の人口減少の最も重要な原因が、大規模農業経営のために古い共同経済的な農業構造が解体したことにあるということをあきらかにした。地主たちはますます多くの土地を自分のものとし、小作農の権利や現物収益をやめて賃金を与えることにし、売るために経営し、こうして家父長的な支配階級から商業的な企業家階級に変貌し、それによって以前のような自分の下に働く労働者と利害を共にする体制を破棄した。もはや土地の収益からの割り前を持たず、自分の土地による独立も望み得ぬ小農は賦役をやめる——それも、一番いい報酬を得ていた連中が立去るのだから、物質的な理由からではなく、自由になりたいという精神的理由からなのだ。『彼らの幻想は、経済生活のなかにも糊口の問題よりも大きな力を持った理想が存在するのだということの

例証である』——領主への人格的隷属は、個々の労働者への領主の人格的責任が消失してしまえば維持されるものではない。廉価で従順な労働力への地主貴族たちの関心がそこから出て来る。ポーランド人とロシア人が数千人もこの国に呼び入れられる。これはまさに東部に置いてゆゆしい国家的危険を意味し、外国人の流入はますます移住への欲求に拍車をかける。そのみかその地方のドイツ人住民の栄養状態や文化はそれより低い東方の文化段階の水準まで押下げられる。」(マリアンネ・ヴェーバー、I、103頁。)

ヴェーバーは、自分が解明したこの過程全体を峻烈な政治的観点から見渡し、次のような政策を提言している。

「農業政策を指導するものは生産への関心であってはならず、国家的関心、国民的国防力のプールとして、且またオストマルクを武力によらず防衛するために、郷土に忠実な稠密な強壯な地方住民を維持することへの関心でなければならぬ。結論、あらためて国境を封鎖すること、農民の土地が大土地所有者に吸収されるのを阻止すること、組織的な植民。『われわれは法律の鎖ではなく心理的な鎖を持って小農を祖国の土地に結びつけたいと思う。われわれは——私はあからさまに言うが——彼らを郷土に繋ぎ止めるために彼らの土地への渴望を利用しようと思う。そして国の未来を守るために一つの世代を土地に遮二無二押さえつけねばならないとすれば、われわれはその責任をも自分で引受けるだろう』——」(マリアンネ・ヴェーバー、103-104頁。)

彼は、大地主の利害関心によって惹起された東部地域の外国人移民、特にスラブ人の増大とそれによるドイツ国家の国防的危機や文化的危機を、安い値段で土地をドイツ人小農に分け与える農地改革を断行する政策によって乗り切るべきだと国家に提言したのである。当時、ロシアは、凍らない港を求めて、南下政策を押し進め、隙あらば、ドイツに侵攻し、不凍港を獲得せんとしていたからである。この防波堤に祖国に忠実な小農がなれると考えたのである。現在の東部における外国人増大の状況は、敵を国内に抱えこむ国防的危機と彼には映じたのである。

彼は、この社会政策学会に参加すると同時に、彼の社会的責任感と社会正義感に対する関心からも一つの運動にも参加していくことになった。彼の関心をかき立てたもう一つの運動とは、キリスト教社会主義サークルの運動であった。既にヘレーネの箇所でも述べたように、その運動は、「福音社会会議」という運動形態を取って

立ち現れてきたのである。それは、マルクス主義的な社会民主主義に対抗し、キリスト教会の側から社会改革に取り組もうという運動であった。彼らは、社会改革の政策として、労働者側に立つ強力なイニシアティブを政府に要求した。彼らは、牧師達に、社会問題の研究とキリスト教社会主義政党による連携を呼びかけたのである。社会問題と社会正義に対する関心から、この運動の第1回の会議に、ヴェーバーとその母ヘレーネは参加することになった。その会議の感想を、ヴェーバーは、次のように述べている。

「ときとしては少々素朴な、しかしたいていは独自のものを持った牧師たちの口論するのを聞くのは私の母にとってはいつも非常に喜びだった。それにまた、われわれの脳味噌を絞らせるような経済的問題を、彼らが如何にうらやましいほど軽々と、神様の良きご理解を信頼してかたづけるか(しかもその際事実上彼らの浅薄さをとがめることはできないのだが)を見るのは、何かすがすがしいものがある。」(マリアンネ・ヴェーバー、I、106頁。)

この会議を通じて、彼は、この運動の若き指導者、フリードリッヒ・ナウマン及びパウル・ゲーレと親交を結ぶことになった。

ナウマンは、当時フランクフルト・マインの会員牧師であり、すでに「貧者の牧師」として、若い世代のキリスト教社会主義的傾向の指導者として知られていた。この運動の第3回の会議で登場し、この会議の若い人達を魅了した。彼が、この会議で果たした役割とその主張を、次に見てみよう。

彼はこのサークルのなかで熱烈果敢な疾風怒濤の人物であり、その社会的なものへの感動は学識ある冷静な頭脳の人々の慎重な神学的決疑論を、社会的貧困とキリスト教界の責務との無条件の承認へ追いやった。

彼は最初自分をもっぱらプロレタリアの代弁者であると感じていた。彼は、心から民主主義者であり、真に宗教的であったが、教義に拘束されず、教会政策には無関心であり、何等の個人的な、もしくは党派に結びついた権力的目的を追わなかった。彼はただ無産者が彼らの現世での権利を主張するのに力を貸そうとし、それと同時に彼らの心を新しい希望と信仰をもってみたそうとした。彼が社会民主主義の隊列に加わるのを引き止めたのは彼の宗教心だけであった。生き生きと自己形成を続けるキリスト教によるマルクス主義の内面的克服と、社会民主主義を改称させるキリスト教社会主義時代とに彼は期待をかけた。

彼は、マルクス主義にも国際的結合にも拘束されないが同じだけの規律を持ったキリスト教的労働運動を打出すことが可能であろうという希望から出発する。イエスは民衆の一人としてよみがえらねばならず、キリスト教的心情は変革的に働かねばならぬ。彼は社会主義を至福千年説と形容した。至福千年は、人間の罪業によって妨げられているが、キリスト教徒は地上の至福の再建を目指す自分らの労働の進歩を信じねばならぬ。そうでなければ彼らの労働は何ら道徳的なものも人を感激させるものも持たないと主張した。彼は福音書のなかに理想的な経済秩序への指針こそ見いださなかったが、基本的原則を確かに見だしていた。彼は、貧困の克服は新約聖書によるキリスト教の第一の課題であると主張した。この解釈や主張に神学の権威者たちは頭を振って反対したが、この志向はとりわけ若手の連中を魅了したのである。年配の連中が階級間の深淵をそれで包み隠そうとした教化的方法を彼らはナウマンとともにしりぞけた。彼らは、ナウマンと共に、福音の強烈な明るい光をわれわれの経済状態の上に当て、その光の中でこの状態の改善とわれわれの道徳的疾患の快癒の道を探したいと主張した。ナウマンの支持にまわったのは、福音と社会の時事問題を発行していたオットー・バウムガルテン、プロレタリアの内的・外的宿命をそれ自身の見地から見ることを学んだパウル・ゲーレ等の若手の神学者たちだった。これらの神学者たちは、すべて高邁な意欲によって一致した感激的で純粋な一群の人々だったのである。(マリアンネ・ヴェーバー、I、106-107頁。)

ナウマンは、自分より若いヴェーバーの中に彼自身には欠けている生来の政治的本能を感じ取り、この若い専門家ヴェーバーを、政治と経済の問題についての生きた知識供給源、道しるべとして選んだのである。こうして、第5回福音社会会議では、ゲーレとヴェーバーの発議によって、ヴェーバーが取り組んできた農業問題の討議が行われるように計画された。農業労働事情についての大規模な調査も行われることになった。その質問票は、社会政策学会のときとは違って、雇用者だけではなく、農村の牧師にも向けられたものだった。農村の牧師たちの方が判断を下すについて不偏不党であったし、のみならず牧師たちの目をこのようにして社会活動に開かせる意図もあったのである。

今度の場合は、単に農業労働者の経済状態のみではなく、精神的・道徳的・宗教的状态、及びその両者の相互作用をも明らかにすることになっていた。この調査では、経済史観の限界が提示された。すなわち、賃金鉄則

は農村では通用しないということであった。生活費の高いところでも低い賃金はあるし、地味の良いところでも労働者の生活水準の低さは見られる、そしてその逆の場合もある。農業労働者の運命や一般的状態を決定するのは、彼らを取り巻く世界の全般的な経済関係ではなく、歴史的に出来上がった社会的成層であり、この成層を農村で決定するのは技術的・経済的な条件ではなく、住民がどのような集団をなしているかということや、経営及び耕地の分け方、労働法の法律形態なのである。(マリアンネ・ヴェーバー、I、107-108頁。)

キリスト教的社会改革思想とヴェーバーとの関係をまとめておこう。

ヴェーバーは、社会的責任と社会正義の立場から、資本主義を批判し、労働者の利益と福祉を擁護している。これは、キリスト教的社会改革運動が強調した思想であり、その意味で、ヴェーバーは、この系譜に属すると言える。

ヴェーバーの友人ナウマンは、社会主義を「地上における至福千年」という立場から捉えているので、ナウマンには、「地上における神の国」という思想があったと言えるが、ヴェーバーがこの思想に依拠していたとまでは言えない。ヴェーバーは、国内における労働者や貧者の地位向上や大企業指導者層と労働者層の同権性という人権を強調する民主主義的立場に立っていたが、同時に、このことを実現可能なものにするためには、対外的にも国内的にも足腰の強い国民国家形成が不可欠であるとも考えていた。帝国主義という環境下において、この現実政治を特に強調するのが、ヴェーバーの特徴である。これは、キリスト教社会改革思想からの影響ではなく、彼固有の特徴と言える。

ヴェーバーは、現実の社会主義は、プロレタリアートの独裁ではなく、官僚の独裁になり、この官僚支配の国家体制は、国家に対する親方日の丸的な依存体質を生み、効率的な経済発展を阻害し、そのため、資本主義に比べて生産力の点で劣っていると、「社会主義」を批判している。ヴェーバーにとっては、この官僚制は、資本主義にも社会主義にも同様に見られる現代の傾向であり、「個人主義的自由」を守るため、この官僚制を何ほどかコントロールする体制が必要であり、この体制として人民投票の指導者民主制という強力な政治指導者が官僚をコントロールする体制を構想している。ヴェーバーは、この体制により、官僚のコントロールが可能となり、また、企業家と労働者が同権の立場から闘争する自由を認めることにより、社会移動が可能となり、格差是

正が行われると考えている。

自助努力による経済効率性重視の立場から個人主義擁護をしながら、同時に社会改革を強調するこのヴェーバーの構想は、資本主義的発想と社会主義的発想に橋渡しをする第3の道の提唱なのである。ヴェーバーのこの発想は、「自助と協同」の精神に基づく協同組合的社会政策を提唱した柳田国男と互に通底する側面を持っているのである。ヴェーバーと柳田の違いは、柳田が国内に限定された「対内的視点」からの社会政策を提唱したのに対して、ヴェーバーは、移民政策を視野に入れた「対外的視点」からの社会政策を提唱した点にある。

次に、ヴェーバーがナチス運動についてどのように考えていたのかについて論じてみよう。

ここでは、彼が、政権獲得以前のナチス運動に対してどのように考えていたのかについて考究してみよう。彼は、自由主義者、民主主義者で、あらゆるテロル、あらゆる独裁に対して反対していた。バイエルンの首相で共産主義者のクルト・アイスナーが暗殺された時も、暗殺者は処罰されるべきであると主張した。これに対し、アイスナーを不倶戴天の敵と考えている右派の学生がヴェーバーを攻撃したが、彼は法は遵守されるべきであると断固主張したのである。(『回想のマックス・ヴェーバー——同時代人の証言——』、54-55頁、80頁。)レーテの共産主義革命がユダヤ人のアイスナーによって主導されたので、その革命が終わった後で、出征から戻ってきた学生達によるユダヤ系学生の暴行事件があったが、その事件に対し、彼は講義のあとで、「少数派に対する不正行為」であると激しく抗議している。(同前、35-36頁。)この二つのエピソードからも、彼が民主主義者であったことが伺われる。このように、上述のヴェーバーと接した人の証言からも、自由主義的で民主主義的な立場を取っていたヴェーバーがナチス等の全体主義の運動に反対であったことが分かるのである。このことは、彼自身の著作からも裏づけられるのである。彼は、全般的官僚制化に対する対抗策として人民投票的指導者民主制を構想しているが、この構想を使いこなすためには、国民の「政治的成熟」が必要であることをも強調している。もし、国民が成熟していない場合には、この構想は、国民による選挙という民主的な名の下に、国民の「感情的非合理性」が肥大化した「街頭の民主主義」が荒れ狂い、そこから独裁的暴政が出現して国家政治的危機に晒されるのであると述べている。(Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, S.854-863.以下、*WuG* と略記する。Max Weber, *Politische Schriften*, S.352.以

下、*PS* と略記する。)

ヴェーバーは、この政治社会学的思考により、大統領的民主主義体制からも、全体主義体制が生まれることを予測しているのである。その意味で、ワイマール民主主義体制は、ひ弱な花であったのである。彼は、このように、極右的行動をとるナチスの運動に強い警戒心を持っていたのである。彼のこの運動に対する批判は、一つには、テロルを行使して、国民の自由と民主主義を抑圧する恐怖政治的性格を持つものであることにあるが、もう一つの理由は、この運動が、「直感的行動主義」であるため、その運動の「結果」がいかなる帰結をもたらすかについての冷静な洞察を欠いており、それゆえ、国益に反する「非合理的な行動」になるからである。彼は、ユーラシア大陸の中でのドイツの地政学的位置を正確に計算し、それにのっとり行動することがドイツの国益に繋がると考えていた。彼にとっては、こうした責任倫理を貫くことこそが真の愛国的行動なのである。ところが、ナチスは、この地政学的計算を無視して行動したため、「過剰拡張」に陥り、自らの身を滅ぼしたのであった。

最後に、ヴェーバーの国際政治社会学について論究することにしよう。

ここでは、世界システムとの関係から国内政治やナショナリズムを位置づけようとするヴェーバーの発想に注目して論じることにする。すなわち、彼は、世界的な対外関係との関係で、対内的な国内政治やナショナリズムを把握しようとしているのである。このことに言及している彼の論文は、『経済と社会』の第一部第四章の「種族的共同社会の諸関係」と同じく『経済と社会』の第二部第八章の「政治的共同社会」の二論文である。そこで、これらの論文の中で展開されている世界システムと国内政治やナショナリズムとの関係に注目して、彼の国際政治社会学を考究してみることにしよう。では、以下、これについて論じていこう。

ヴェーバーは、大衆が戦争に対して示す反応について、次のように述べている。

「『大衆』そのものは、少なくとも彼らの主観的な考えでは、最悪の場合生命そのものを除けばこれといって直接具体的な事柄をおそれることはない。こうした危険の評価や効果は、まさしく大衆の観念ではすこぶる変動しやすい量を意味するのであって、全体としてそれは情緒的感化によりたやすくゼロにまで還元できるのである。」(*WuG*, S.527.)

ここでは、「大衆」というものは、情緒的感化の影響

をすこぶる受けやすい流動的で変動しやすい存在であるという点が論じられている。ヴェーバーは、大衆に与えるこのような情緒的感化の熱情を経済的起源に基づくものと捉えているのではなく、「ナショナリズム」と呼ばれる国家権力の有する一種の「威信感情」に基づくものと捉えているのである。しかしながら、「ナショナリズム」の感情は、たんに集団の同一性に基づくものとして考えられてはいないのである。「ナショナリズム」は、同一の先祖をルーツに持つという血統の共通性についての信仰に基づく「民族共同社会」や、同一の言語を話す「言語共同社会」とは一致しないのである。ヴェーバーは、「ナショナリズム」の感情が、民族的な境界や言語的な境界を越えるか、あるいは、そうした境界を再分割する多くの事例を挙げている。ドイツ語を話すアルザス人には、フランス人と同一の国民であるという感情が広く行き渡っている。その理由は、彼らが、かつてフランス人とともにフランス革命という共通の政治的体験をしてきたということにある。こうした「政治的運命の共同についての追憶」が、彼らをフランス国民の一員と感ぜさせるのである。このように、フランスの国民は、フランス語を話す人々のみで成り立っているのではないのである。セルビア人とクロアチア人は、血統の親近性という民族的共通性がかかなりあるにも関わらず、宗派が異なるため、同一の国民感情を有していないのである。それ故、「言語共同社会」や「民族共同社会」だけで、「ナショナリズム」の現象を説明することはできないのである。「ナショナリズム」は、むしろ政治権力との関係においてのみ明確に把握できると、ヴェーバーは、考えているのである。

「ところで、『国民』という概念は、これまで論じてきたところでは、政治的な『権力』との関係を再三再四指し示していることに気がつくのである。それ故、『国民的』ものというのは、——それが一般に統一的なものであるとするならば——言語共同社会・宗派共同社会・習俗共同社会・運命共同社会といった共同社会によって結び付けられた人間集団の中で、すでに存在している場合であれ、あるいは、熱望されている場合であれ、ともかく、固有な政治権力形成の体制について考えるという点で共通した特徴を持ち、しかも、『権力』を尊重すればするほど益々特殊なものになっていくそうした特殊な種類の激情であるのは明らかなのである。」(WuG, S. 244.)

「ナショナリズム」とは、明確に政治的な意味あいを持つ激情的な感情のことなのである。それは、抽象的な

権力を所有していることに対する共同社会自身の激情的な誇り高さの感情であるか、もしくは、そうした権力を所有することに対する共同社会自身の渴望の感情なのである。(loc. cit.) 「ナショナリズム」のもう一つの特徴は、それが摂理による「使命」というある特別な「文化的使命」の観念を持っている点である。ヴェーバーは、このことについて、次のように述べている。

「国民の理念の最も古くかつ最も精力にあふれた発現は、いかに包み隠されていようと何らかの形で、摂理による『使命』の伝説を含んでいた。それはまた、まさしく『国民』として区別された集団の個別的特質の育成により、またそれを通じてのみ、この使命が可能とされるという観念を含んでいた。この理念を代表する人々の熱情が向けられた人々は、この使命を引き受けるよう期待されたのである。かくしてこの使命は——それがその内容の持つ価値で自己を正当化しようとするかぎりでも——ある特別な『文化的』使命としてのみ矛盾なく考えられうるのである。」(WuG, S.530.)

「ナショナリズム」は、このように摂理による「聖なる使命」という観念を創造するのである。この観念は、他の政治的共同社会との戦闘の際には、自己の社会を正当化するための「聖戦」の観念を生み出すことになるのである。以上のことから分かるように、ヴェーバーは、「ナショナリズム」を「政治的正当性」と関係づけて捉えているのである。「正当性」とは、所与の秩序が服従するのに適したものとして服従者に進んで受け入れられることを意味する。

ところで、この「正当性」概念を、国家レベルの「政治的共同社会」において捉えるとき必要になってくるのが、国家に対してその所属員が感ぜず「威信」感情である。そして、この「威信」感情の基礎となっているのが、国家の有している権力なのである。この権力に照らしてみても、他国家より高い「威信」を持っている国家は、「対内的正当性」の確保をその所属員から比較的容易に得られるのである。つまり、国家の「権力威信」の運命が「正当性」の意義を決定するということなのである。

以上のように、「正当性」を「権力威信」と結びつけて捉えるとき、対外的関係により「正当性」が喚起されることになるが、その際に関係してくるのが、「帝国主義」という概念である。ヴェーバーに従い、ここでは、「帝国主義」を、帝国建設を達成するために外国に対する軍事的な干渉を行うという意味に解することにしよう。「帝国主義」はなぜ生まれてくるのか。この間に対

して、ヴェーバーは、次のように答えている。すなわち、他の国家との対外的な軍事戦争による成功を通じて、「権力威信」を高め、それによって「対内的正当性」を獲得して国内での権力闘争に勝利しようとする政治的指導者の利害関心が最も重要な要因なのであって、植民地略奪資本主義による経済的利害関心は、「帝国主義」を育てる役割を演じはするもののその主たる要因なのではないということである。では、いかなる時にどのような国家が最も帝国主義的傾向を示すのだろうか。この問に答えるために、まずどの国家が対外的拡張を最も試みる傾向を持つかを考えてみよう。その国家とは、軍事的成功の機会が最も高い国家である。このことを説明するためには、国家の境界の拡張及び縮小の決定要因となる地政学の理論が不可欠となってくる。地政学的視圏(PS, SS.157-177.)に立てば、隣国よりも大きな面積と多くの資源を有している国家や、多くの相対立する国家を抱えるという政治的環境下において、その位置的な配置状態から見て、「有利な境界地」を有する国家は、その国家の周りにある他の国家を犠牲にして領土の拡張に走りたくなるであろうということが予測されるのである。こうした地政学的条件に着目すれば、どの国家が世界史における特定の時代に相対的に見てより帝国主義的であるのか、あるいは、ほとんど帝国主義的でないのかを判断することができるのである。次に、帝国主義の対内的なダイナミズムに目を転じてみると、最も重要な対内的原理は、いかなる政治的党派が戦争を行おうとも、戦争において勝利した党派は、国内での正当性を高め、それに対して、敗北を喫した党派は、国内での正当性を失うことになるという点なのである。それは、国内の政治的党派の運命が大部分「国際的な権力威信獲得競争」の舞台内での彼らの国家の運命に左右されるということを意味する。なぜなら、対内的な政治的党派の戦争における勝敗は、基本的には、「国際的な権力威信獲得競争」の舞台内での運命とも言うべき偶然的な地政学的条件に左右されるからなのである。このように、国際的な運命が予測できる以上、世界システムの地政学的構造から見て、世界における地政学的条件が、国家の構成要素である対内的な政治的党派の盛衰の主要な決定要因であると結論づけることができる。以上により、ヴェーバーの「国際政治社会学」は、地政学理論を援用しながら、「ナショナリズム」・「権力威信」・「帝国主義」を相互に関連づけ、そうすることによって、これらの三つの概念を一連の過程、すなわち、支配の「正当性」のダイナミズムを決定する「世界システム」内での「国際的規模の過

程」として把握する構成になっていることが明らかになったと言えよう。(Randall Collins, pp.145-166.参照。)

ヴェーバーの「国際政治論」は、世界システムの中での国家の地政学的条件が、国内の政治的党派の「正当性」や「ナショナリズム」や「帝国主義」を左右するものであると捉えるところに、その特徴がある。彼によれば、帝国主義的傾向を示す国家、すなわち軍事的拡張傾向を示す国家は、世界システムの中で有利な地政学的条件にある国家なのである。ヴェーバーは、このように戦争の主な原因を地政学的条件にあると考えている。これに対し、賀川は、戦争の主な原因が経済的なものにあると考えている。この点において、両者は異なっている。両者ともグローバルな発想に立って論を進めているが、ヴェーバーが、世界システムにおける地政学的条件を計算に入れつつ、その中で国民国家としての自国ドイツの最大限の「国益」を保持することに主眼を置いたのに対し、賀川は、「世界協同組国家」を提唱し、「万人は一人のために、一人は万人のために」という理念の実現を目指し、「世界市民」たらんと欲したのであった。加山久夫は、第二次大戦中、ルーズベルト大統領のアメリカの排日移民政策や米兵による日本兵士の戦死体に対する冒流行為やアメリカ軍の無差別で残虐な空襲爆撃行為等により、賀川の血は沸騰し、ついに非戦論を捨て、自ら戦争肯定論に転じたと論じている。満州における日本の植民地開拓政策への彼の協力も、それが日本の中国に対する侵略と搾取行為に繋がることを見抜けなかったことによるとも論じている。(加山久夫、114-126頁。)ヴェーバーは、国際的な帝国主義状況の中で、地政学的条件に則り、無謀な世界制覇の野望を批判し、イギリス、フランス、ロシアという大国に囲まれた地政学的状況の中で、自国ドイツにとって最も望ましい安全保障政策は何かを考え行動したのであった。その意味で、ヴェーバーは、一貫して冷静で現実的な思考に則って行動した「愛国者」であった。賀川は、「非戦論」から「戦争肯定論」へと方向転換したが、それは、戦争というものが孕む日本人への「人権侵害」に、「愛の人」賀川が我慢ができなかったことによると言えよう。満州開拓政策への彼の協力は、日本の世界システムの中での地政学的条件により、日本が中国大陸において侵略と搾取の方向性を歩むことになることを見抜けなかったことに起因すると思われる。

戦後、この戦争が孕む残虐性と抑圧性を肌で感じた賀川は、もう二度とこの愚かな戦争を繰り返さないために、上述したような世界連邦構想を提案し、それを実現

するために、世界連邦運動に奔走したのである。この運動の国内向け運動としては、日本の青少年の平和教育が挙げられる。賀川は、雑誌『世界国家』に青少年向けの平和教育論を掲載し、また、青少年の平和教育の実践も行ったのである。

ファシズムに対する態度は、まだその運動が国内にとどまっていた時期に生きたヴェーバーは、自由主義的民主主義的立場と国民国家的立場の両面から、ファシズムに対し批判的であった。実際にその運動が世界を巻き込んだ時期に生きた賀川とは、対応が異なっている。枢軸国側に位置していた賀川は、最初期は日本軍部を批判し、反ファシズム的傾向を持っていたが、大戦が始まり、思想統制と情報統制が厳しくなる中で、もともと持っていた日本文化を尊重し国を愛する傾向がよりいっそう強くなり、国家主義的傾向を示すようになり、アメリカ帝国批判や大東亜共栄圏思想に共鳴する主張をするようになった。ただ、彼のアメリカ批判には、アメリカの無差別空爆や日本兵士の骨をもてあそぶ人権蹂躪に対する憤りがあり、その批判は人権に基づいているという意味で普遍的な意義を持っている。賀川とヴェーバーは、グローバルで世界大の社会科学的思考を展開している点で共通している。ヴェーバーは、グローバル社会の中でドイツの国民国家の生きる道を探究し、賀川は、世界大の社会を統治する政策により、世界平和の実現を目指そうとしたのであった。

ヴェーバー・柳田・賀川は、個人主義的自由主義のみに偏ることなく、社会主義的集合主義をもその思考に取り込んで、システム論的思考を展開しているが、現代の社会科学は、この3者のシステム論的思考から学ぶ必要がある。さらに、ヴェーバーと賀川のシステム論が、世界大の世界システム論となっている点も今日的観点からみて重要である。この点は、今日の自由放任的で個人主義的な社会科学に対する痛烈な批判となっている。今日、構築主義が隆盛しているが、もしその構築主義が世界大の思考を展開できなければ、その思考は木を見て森を見ない思考に陥ることになる。

## 5. 結び

これまでに論じてきたことをまとめてみよう。1章では、この論文のテーマ設定について述べ、このテーマに沿った論理展開を行うため、課題設定と論述の順序を同時に考慮して、世俗逃避的キリスト教平和主義論・ガンジーの非暴力国家思想論と柳田国男の協同組合的国家思想論・世俗内的キリスト教平和主義論という順序構成の

課題を設定している。上記の理由により、本論文では、1章 序・2章 世俗逃避的キリスト教平和主義論・3章 ガンジーの非暴力国家思想論と柳田国男の協同組合国家論・4章 世俗内的キリスト教平和主義論・5章 結びという5章からなる章別構成を取ることになったと述べている。その他、本論文の研究方法与データ収集法について述べている。

2章の世俗逃避的キリスト教平和主義論では、アーミッシュとフッターライトの2事例を取り上げて論じている。アーミッシュもフッターライトも、幼児洗礼を否定し、自覚的な信仰に基づく成人洗礼の再洗礼を強調することから、再洗礼派に属するプロテスタントの一宗派である。暴力を否定し、平和主義に徹するため、良心的兵役拒否をする点や世俗を避ける点において、両者は共通している。彼らの理念を貫くため、彼らの共同体は農業共同体という形態を取っている。農業共同体は、彼らに、「相互扶助」に基づく自治を行う環境を提供してくれるので、彼らの宗教思想を貫くのに都合が良いからである。その違いは、アーミッシュが世俗を避けるため、自動車・テレビ・電話等の近代技術を避け、また、農業においても、馬車や牛を使い、機械化をしないのに対して、フッターライトは、近代技術を積極的に取り入れ、農業の機械化を行っている点にある。また、アーミッシュが家族経営による私有財産制の共同体なのに対して、フッターライトは、財産共有制の共同体であるのが、顕著な違いである。アーミッシュでもフッターライトでも、彼らの仲間同士による相互扶助が行われている。アーミッシュでは、生命保険や火災保険にも加入しないので、彼らの家が火災で消失したときや彼らの親族が亡くなったとき、彼らの仲間が、その家の再建作業やその農耕地作業のサポートをするという形で、相互扶助が行われている。アーミッシュでは、生命保険や火災保険等の近代的業務に頼ることは、彼らの共同体の相互扶助精神を危うくするものと考えられている。自動車・テレビ等の近代技術も、彼らの意識を共同体外に向かわせ、共同体の結束を弱めるとして、拒否されている。アーミッシュは、勤勉で正直なので、彼らの作る農産物も信頼され、ブランド化している。町のスーパー・マーケットに彼らの店舗等を持ち、そこでブランド化した彼らの農産物を売りさばき、生産と商業の両方を行うことによって、現代の市場に適応している。2006年、彼らの児童の小学校が銃撃され、児童が殺傷されたり、重傷を負う事件があった。彼らは、その犯人を赦し、その犯人の家族をサポートするという徹底的な赦しの実践を行ったので

ある。これは、彼らの共同体の核となっている教えである。新約聖書の山上の垂訓等にある非暴力と徹底的な赦しを実践したのである。近代を拒否するとして、奇異なまなごしを向けられてきた彼らは、この優しさの実践を通じて、テロルという残虐性から脱却できないでいる野蛮な現代人に衝撃を与えたのである。暴力により傷ついた彼らの社会を修復し、赦すことによる自己治癒の側面を発見することにより、アメリカ社会の基底に横たわっている良質のキリスト教精神を呼び覚ますことになったのである。フッターライトでは、自己放棄と財産共有の教えが結合することにより、共同経営の農業と共同の保育が行われ、質素・勤勉・節約等の禁欲的態度が強調されることにより、経済面では、資本の蓄積とその有効投資が行われ、また、合理的な多角経営が行われることにより、現代の市場経済に適応しているのである。財産共有制により、彼らの相互扶助は、共同経営や共同保育という形を取って行われているのである。

アーミッシュやフッターライトの共同体は、総合扶助による仲間同士の優しさの精神は内在させているが、その共同体は閉鎖的で外に向かって開かれていない側面を持っている。そこで、3章では、仲間同士の優しさの精神を内在しつつ、外に向かってそれを広げていく試みとして、ガンジーの村連合の共和国構想、すなわち、村の主権と自治に基づき、村人同士の相互扶助を行う非暴力の共和国、それを調整するために、村連合や中央政府をそれに付加する構想や、柳田国男の村・村連合の地域社会・中央政府のある大都市地域という3層が互いに対等に併存しあう地域分権型の国家構想がある。柳田は村に対応する市場として、小市場を、村の小市場の連鎖によって構成される村連合の地域社会に対応する市場として、中市場を、中央政府のある大都市地域に対応する市場として、中央市場を考え、中央市場に小市場や中市場が支配される一極集中型の農業構造から、この3市場が活発に機能する地域分散型の農業構造への変革を提唱している。柳田によれば、この村連合を支える組織は協同組合であり、その協同組合を支える精神は近世村落にあった自助と協同の相互扶助に基づく郷党精神なのであり、この村の相互扶助精神を村人に自覚させるものが民俗学なのであった。ガンジーの非暴力の村連合共和国構想や柳田の協同組合的村連合政府構想は、相互扶助による優しさの精神を保持しながらも、同時にその精神を国家に向かって拡大していく開かれた共同体を目指す試みだったのである。

ガンジーの構想や柳田の構想は、村共同体から国家へ

と拡大された構想であった。グローバルな現代社会では、国家だけではなく、国家を越えてさらに広がっていく超国家的相互扶助の発想に基づく開かれた優しさの共同体構想が必要となってきた。なぜなら、グローバルな現代社会では、国家は単独ではもはや成立せず、国家同士が相互依存を深め、相互に支え合わなければ成り立たなくなってきたからである。4章では、最初に、この超国家主義的共同体の試みとして、平和主義と友愛に基づく開かれた共同体都市構想とそれを可能にする超国家主義的国連構想を提唱しているクエーカー教徒のウィリアム・ベンの構想が検討されている。その他に、クエーカー教徒の実業家の例もあげられ、彼らの事業が従業員の福祉を充実させ、さらに、平和産業重視や社会改革的公益事業へと広がっていく開かれた優しさの精神の共同体を目指すものであることが具体的に検証されている。クエーカー教徒の基底にあるのは、人間は誰でも神の「内なる光」を宿しているという人間の普遍的で無限な可能性を信ずる人間理解にあった。この実践的的努力は、ベンの平和主義と友愛に基づく都市共同体構想とそれを支える超国家主義的国連構想や、また、アーネスト・ベーダーの協同組合的平和企業やジョーゼフ・ラウントリーの従業員の福祉を重視した企業経営と社会改革的公益事業となって現れてきたのである。

次に、賀川豊彦の世界協同組合的平和主義論とマックス・ヴェーバーの農業政策論と国際政治社会学が検討されている。賀川は、協同組合の3原則である利益払い戻し・持ち分の制限・一員一票の原則を世界的に拡大して世界協同組合的世界国家である世界連邦政府を作ること提唱している。世界連邦政府は互助友愛に基づき、協同組合の3原則である利益払い戻し・持ち分の制限・一員一票の原則により運営される。具体的には、現在の国連組織をこの原則に沿って改組することにより、世界連邦政府が実現されるのである。その際、国連軍は、世界国家警察軍となり、国家間等の紛争を解決するため、緊急出動することになる。賀川は、経済問題が戦争の原因であり、この経済問題を解決するため、世界連邦政府の主催で、「協同組合的世界経済同盟」会議を開くことを提唱している。この会議の原則は、共同互惠の精神・権利及び機会の均等・搾取主義の排除（利益払い戻し）である。この世界会議には、品目別国際経済会議・地帯的経済会議・世界総合経済会議がある。賀川のこの構想は、ヨーロッパの経済問題を話し合う中で生み出されたヨーロッパ共同体（EU）という形で一部実現されている。これは、ヨーロッパの地帯的経済会議の発展の成果



である。こうした地域別のブロック会議の発展版が出てくる可能性は今後あると思われる。現在、東アジア共通の家としてのアジア共同体のアイデアが提唱されている。

ヴェーバーの農業政策論では、東部ドイツ地域の農業労働問題が検討され、外国人、とりわけスラブ系の外国人農業労働者が出稼ぎ労働者から常勤労働者になることにより、東部地域において外国人が激増していることが問題とされている。当時のロシアは、不凍港を求めて南下政策を進めており、その政策のため、ドイツとロシアの間で戦争が行われる可能性があったからである。従って、東部地域における外国人の増加は、単なる農業経済問題ではなく、ドイツの安全保障の問題となっているのである。なぜなら、ドイツとロシアが戦争になったとき、ドイツは敵を国内に抱え込むことになるからである。このため、ヴェーバーは、これ以上の外国人をドイツ国内に流入させないため、ドイツ国境を閉鎖し、また、東部ドイツの土地を政府が買い上げて、それを安い価格でドイツ人に提供し、東部地域におけるドイツ人農業労働者を増やす農地改革政策を提唱したのである。彼らドイツ人が東部地域に根付くことにより、彼らの郷土愛が養われ、その結果、ドイツの安全保障に繋がるとヴェーバーは考えたのである。このように、ヴェーバーの農業政策論は、移民問題を視野に入れた対外的農業政策論であり、この点が、対内的農業政策論に立脚した柳田国男との違いなのである。ヴェーバーの国際政治社会学は、世界の中で自国が置かれている状況、すなわち地政学的状況を計算に入れ、その状況規定性を熟慮して、自国の政策を推し進めていくために考えられた学であった。この状況規定性を無視して、国の政策を推し進めると、過剰拡張等に陥り国の破滅を招くからである。この結果を絶えず考慮する責任倫理こそ、政治政策を行う際に必要な政治倫理だったのである。彼のこの観点に立てば、ナチスのロシアへの進出や第2次大戦中の日本軍の中国大陸進出政策や南下政策等は過剰拡張に陥る危うい政策だったのである。賀川の世界政府構想は、協同組合の原則が世界にも適用されると考えている点において、あまりにも理想主義的であるように思われる。

これは、世界における地政学的状況規定性に対する発想が欠けているためである。また、賀川の世界政府の構想は、規模が世界大のため、これをコントロールするのは困難であるように思われる。というのは、規模が大になると、その全体を見通すことがなかなかできず、そのため、人間間の交渉が円滑に営まれなくなる面があるか

らである。その他に、大規模組織であるため、形式合理性が肥大化して、官僚制化に陥る危険性があるからでもある。

この問題を乗り越えるためには、地帯別経済会議等の努力を下から徐々に積み上げ、より上位の会議を経て、最後に世界総合経済会議へとステップを踏んで進んでいくことが必要である。

グローバルな規模の紛争を克服し、その解決を探る道のりは、今後多難であることが予測される。世界が相互依存を深めているグローバルな時代にあって、一国同士や複数国家同士が互いの利害を調整しあい、話し合いを深め、歩み寄っていく努力が今日ほど求められているときはないのである。

にもかかわらず、現実には、世界は紛争が絶えず、紛争当事国同士が互いにイニシアティブを獲得しようと争っている状況下にある。それらの紛争は、利害闘争と価値観の闘争である神々の闘争が互いに複雑に結びつき関係しあって惹起されることが多いのである。トマス・ホップスのリヴァイアサン問題は、国内では解決可能でも、国同士や国際間ではまだ未解決の問題なのである。(長尾龍一、70-76頁参照。)

現在の平和問題の要である核問題は、核大国であるアメリカ政府のオバマ大統領のイニシアティブにより、もう一つの核大国であるロシアを動かし、両国による核軍縮の方向へと進みつつある。この両大国による核軍縮管理の動きは、世界の平和実現のための第1歩であると言えよう。核戦争の脅威は、それを行う国同士をともに滅亡させる滅亡ゲーム(チキンゲーム)の側面を持っている。人類の滅亡ゲームへの道を避けるため、現在、国際間では、核拡散を防ぐ核管理政策が焦眉の急の問題となっている。具体的には、北朝鮮やイラン等の核問題の解決への道を探る会議が必要であるということである。国内的には、平和憲法、特に9条の持つ「合理的自己拘束」としての軍事力暴走の歯止め効果を考慮に入れた安全保障政策を取ることである。(長谷部恭男、ちくま新書、128-177頁参照。)この政策により、シベリアン・コントロールが実質的な意味を持つからである。

世界の地帯別に見れば、アジアの中にある日本は、アジアの国々との相互扶助を全面に掲げて、アジア共同体の構築を目指していくことが、今後求められていると言えよう。

また、現在の国際紛争は、国レベルのテロだけではなく、超国家的レベルのテロとなっておりその特徴がある。従って、今後の平和問題の解決のためには、

軍事力暴走の歯止め法に基づく安全保障政策・核管理政策・世界地帯別共同体の構築による利害調整や格差是正の経済政策・超国家的テロ政策が肝要になってくると考えられる。この政策を地道に一步步実行する努力を積み重ねていくことが、「優しさの精神を持った開かれた共同体」の夢実現に繋がっていくと考えられる。

本論文は、専修大学研究助成による個別研究の研究成果である。研究助成をして頂いた専修大学に、この場を借りてお礼申し上げる。

### 参考文献

- Randall Collins, 1986, *Weberian Sociological Theory*, Cambridge University Press.
- Max Weber, 1976, *Wirtschaft und Gesellschaft*, besorgt von J. Winckelmann, Verlag von J. C. B. Mohr.
- Max Weber, 1971, *Politische Schriften*, herausgegeben von J. Winckelmann, Verlag von J. C. B. Mohr.
- 安藤英治 (聞き手)、亀嶋庸一編、今野 元訳、2005年、『回想のマックス・ウェーバー——同時代人の証言——』、岩波書店。
- マックス・ウェーバー、石尾芳久訳、1968年、『国家社会学』、法律文化社。
- マックス・ウェーバー、阿部行藏・清水幾太郎・清水禮子・世良晃志郎・田中真晴・出口勇蔵・中村貞二・山田高生訳、1971年、『ウェーバー 政治・社会論集』、河出書房新社。
- マックス・ウェーバー、山口和男訳、1971年、『農業労働制度』、未来社。
- マックス・ヴェーバー、中村貞二・林道義・山田高生共訳、1982年、『政治論集』、1、みすず書房。
- マックス・ヴェーバー、中村貞二・山田高生・脇 圭平・嘉目克彦共訳、1982年、『政治論集』、2、みすず書房。
- マックス・ウェーバー、田中真晴訳、2000年、『国民国家と経済政策』、未来社。
- マックス・ウェーバー、肥前栄一訳、2003年、『東エルベ・ドイツにおける農業労働者の状態』、未来社。
- マリアンネ・ウェーバー、大久保和郎訳、1970年、『マックス・ウェーバー』、I、みすず書房。
- マリアンネ・ウェーバー、大久保和郎訳、1972年、『マックス・ウェーバー』、II、みすず書房。
- バラク・オバマ、三浦俊章訳、2010年、『オバマ演説集』、岩波新書。
- 賀川豊彦、1951年、『世界国家』、第4巻、緑蔭書房。
- 賀川豊彦、1952年、『世界国家』、第5巻、緑蔭書房。
- 賀川豊彦、1982年、『賀川豊彦全集』、第10巻、キリスト新聞社。
- 賀川豊彦、1982年、『賀川豊彦全集』、第11巻、キリスト新聞社。
- 加山久夫、2005年、「戦時下の賀川豊彦——『みくに』運動による賀川批判を中心にして——」、『明治学院大学キリスト教研究所紀要』、第37号。
- ロバート・シルジェン、2007年、『賀川豊彦 愛と社会正義を追い求めた生涯』、賀川豊彦記念松沢資料館 監訳、新教出版社。
- 鈴木俊彦、2006年、『協同組合の軌跡とビジョン』、農林統計協会。
- 長尾龍一、2009年、『リヴァイアサン——近代国家の思想と歴史』、講談社学術文庫。
- 中村貞二、1999年、『マックス・ヴェーバー研究』、未来社。
- 長谷部恭男、2007年、『憲法と平和を問いなおす』、ちくま新書。
- 長谷部恭男、2009年、『憲法とは何か』、岩波新書。